

ID: 597

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	違反看板等の仮の使用禁止、使用制限(第66条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第9条第7項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日